

# 交野市立妙見坂小学校 P T A 規約

## 第一章 総 則

### (名称と事務局)

第1条 この会は、交野市立妙見坂小学校 P T A と呼び、所在地を同学校内におく。

### (目 的)

第2条 この会は、会員相互が協力し、学校と家庭と社会との関係を一層密にして児 童の福祉を増進すると共に、会員の教養を高めることを目的とする。

### (方 針)

第3条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 特定の政党や宗教には関係しない。
2. 学校関係者と教育について討議し、また参考資料の提供はするが、直接に学 校の管理運営や人事に干渉しない。

### (活 動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. よりよい教育環境をつくるための諸活動
2. 教育向上進展のための諸活動
3. 会員相互の教養と組織をはかるための諸活動
4. その他必要事項

### (個人情報取扱)

第5条 この会は、第2条の目的達成の活動のため必要とする個人情報を収集する ことがある。

1. この会は、取得した個人情報を以下の目的に使用する。
  - (1) 第4条の活動に関する情報伝達、広報活動等
  - (2) 協力金徴収、その他集金事務等
  - (3) その他この会が必要と認める活動
2. この会で収集した個人情報の取扱は別途定める 交野市立妙見坂小学校 個人情報取扱規則に則り管理、使用する

## 第二章 会 員

(会 員)

第6条 この会は、本校に在籍する児童の保護者、本校に勤務する教職員を会員として構成し、入退会は自由である。

(保有するポイントの運用)

第7条 これまで取得したポイントは在籍児童の卒業と同時に失効する。

## 第三章 役 員

(役 員 名)

第8条 この会は、立候補で選出した人員（10名）から下記記載の役員選出を行い本会の運営を行う。

代表者 1名（保護者より）

副代表者 2名（保護者より）

書記 3名（保護者より2名、教職員より1名）

会計 2名（保護者より）

会計監査 2名（保護者より）

ただし、完全立候補制であるため人員が揃わない場合、集まった人員のみで運営を行う。また定数を超えた場合、全てを役員とし代表者以外の人員として振り分ける。

(任 期)

第9条 役員の任期は1ヵ年とする。再任も可能。欠員が出た場合、新たに就任した役員の任期は、前任者の残任期間である。

(任 務)

第10条

1. 代表者は本会における会務の調整、取り纏めを行う
2. 副代表者は本会における代表者の不在時にその代わりを行う
3. 書記は、この会に関する記録・通信・書類作成などの事務を処理する。
4. 会計は、この会に関する一切の会計事務を処理する。
5. 会計監査は、この会の会計を年2回監査し、年度末総会においてその結果を 会員に報告する。
6. 各役員が揃わない場合は兼務し対応する。
7. 1人も立候補者が現れない場合、その年度の活動は休止する。

## 第四章 役員を選出

(完全立候補制)

第 11 条 この会の役員は完全立候補により選出される。立候補者の招集は前年代表者から全保護者に行い、代表者不在時の場合は本学より募集開始の連絡を行う。

(立候補者の定数超え)

第 12 条 この会の役員候補者が定数を超えた場合も全て役員として選出する。

## 第五章 総会

(総会)

第 13 条 総会は年 2 回開催する。但し会員の 1 / 3 以上の希望があった時、または代表者が必要と認めた時は、臨時に開くことができる。総会は会員の 1 / 3 以上の出席によって成立し、議決は出席者の過半数以上の同意によりこれを決定する。

(議長)

第 14 条 総会の議長はその都度選出する。

(付議事項)

第 15 条 総会に付議すべき事項は次の通りである。

1. 役員選出の件
2. 規約改正の件
3. 予算審議並びに決算承認の件
4. 会務並びに事業報告の件
5. 協力金の決定
6. その他重要事項

(通知)

第 16 条 総会を開くときは、その日時、場所、議題を 3 日前までに通知するものとする。

## 第六章 実行部会

(実行部会)

第 17 条 この会では都度実行部会を設置、解散を行うエントリー方式を採用する。各種イベント開催や懇親の場を設けたい場合、自由に発足、解散ができる。

(実行部会の設置)

第 18 条 実行部会を設置する際はその年度の代表者に企画内容を伝え、承認を以って実行部会の設置ができる。

(実行部会の解散)

第 19 条 実行部会は企画内容に対してのみ設置可能で、企画が終了した時点で解散となる。

## 第七章 会計

(経費)

第 33 条 この会の経費は、協力金と事業収入及び寄付金等でまかなう。  
協力金は別添 1 の通りとする。

(会計年度)

第 34 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第八章 附則

(規約改正)

第 37 条 この会の規約は各保護者に議決書を配布し、過半数を超える同意をもって改正することができる。

## 第九章 会計

(経費)

第 33 条に従い、下表のとおり、協力金を定める。

2 人親（両親）世帯 3,000 円

1 人親世帯 1,500 円

ただし、協力金は絶対納付ではなく、あくまで協力金として徴収を行い、協力金の集金内容に沿った運営を行うものとする。

附記

この規約は昭和 49 年 9 月 26 日より施行する。

この規約の一部改正・・・・・・(中略)

この規約の一部を平成 4 年（1992 年）5 月 24 日に改正する。

この規約の一部を平成 6 年（1994 年） 3 月 9 日に改正する。  
この規約の一部を平成 8 年（1996 年） 5 月 19 日に改正する。  
この規約の一部を平成 9 年（1997 年） 3 月 5 日に改正する。  
この規約の一部を平成 14 年（2002 年） 3 月 6 日に改正する。  
この規約の一部を平成 15 年（2003 年） 3 月 5 日に改正する。  
この規約の一部を平成 17 年（2005 年） 11 月 14 日に改正する。  
この規約の一部を平成 20 年（2008 年） 3 月 5 日に改正する。  
この規約の一部を平成 20 年（2008 年） 5 月 18 日に改正する。  
この規約の一部を平成 29 年（2017 年） 4 月 1 日に改正する。  
この規約の一部を平成 30 年（2018 年） 5 月 19 日に改正する。  
この規約の一部を令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日に改正する。  
この規約の一部を令和 6 年（2024 年） 2 月 24 日に改正する。  
この規約の一部を令和 6 年（2024 年） 7 月 30 日に改正する

#### 交野市立妙見坂小学校 P T A 慶弔規定

- 1 会員入院の場合 原則として見舞いは行わない。
- 2 児童入院の場合 3,000 円程度の見舞品をもってこれを見舞う。 原則として 15 日以上の場合とする。
- 3 会員又は児童死亡の場合 弔旗、香料 5,000 円とし、通夜及び会葬には会長・副会長・校長・担任・会員及び児童の所属する組の各委員が参列する。(注) 所属する組の各委員は、原則として香料は行わない。
- 4 会員の一親等尊属の死亡及び入院の場合は、原則として行わない。
- 5 本内規による金品の贈与に対しては、一切の返礼は受けない。
- 6 本内規の問題につき必要あるときは、運営委員会において協議、決定する。
- 7 本内規は、昭和 49 年 9 月 26 日より適用する。

#### 附 記

この内規の一部を平成 10 年（1998 年） 2 月 7 日に改正  
この内規の一部を平成 15 年（2003 年） 3 月 5 日に改正  
別添 1 PTA 会費 交野市立妙見坂小学校 P T A 規約

### 第十一章 会計

#### （経費）

第 33 条に従い、下表のとおり、協力金を定める。

2 人親（両親）世帯 3,000 円

1 人親世帯 1,500 円